

地方分権の歩み

第1次地方分権改革 —国と地方の新しい関係の確立— (平成7年～11年)

第1次地方分権改革での具体的な成果は、以下のとおりです。

機関委任事務制度の廃止

知事および市町村長を国の機関とし、知事等に国の事務を委任して執行させる機関委任事務制度の廃止

国の関与の見直し

法定受託事務・自治事務等に区分するなど、国と地方の関係の基本ルールが確立

権限移譲

- ① 国から都道府県、都道府県から市町村に事務・権限を移譲
- ② 都道府県から市町村への事務の移譲を推進するため、「条例による事務処理の特例制度」を制定

国と地方の役割分担の明確化

必置規制の見直し

国が地方自治体の組織や職の設置を義務付けている必置規制の見直し

地方自治体の自主組織権を尊重

行政の総合化・効率化を促進

第2次地方分権改革 —地方分権の具体的な改革— (平成19年～)

第2次地方分権改革での具体的な成果は、以下のとおりです。

義務付け・枠付けの見直し

全国画一的に決められていた義務付け・枠付けの基準の見直し

老人ホームや道路等の施設・公物の設置基準、許可基準、計画の策定やその手続きなど

地方分権改革推進委員会
勧告等への対応状況

検討対象数	1,316 事項
見直し実施数	975 事項
実施率	74%

(平成26年6月時点)

地域の実情に応じた条例を自主的に制定できる範囲が拡大

権限移譲

国から地方、都道府県から市町村に事務・権限を移譲

地方分権改革推進委員会
勧告等への対応状況

区分	国から地方	都道府県から市町村
検討対象数	96 事項	169 事項
移譲数	66 事項	113 事項
実施率	69%	67%

(平成26年6月時点)

事務の効果的かつ効率的な執行

国と地方の協議の場の法制化 (平成23年4月)

政府の代表と地方自治体の代表が、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案、実施を協議する仕組みの法制化



国と地方が連携をとって課題に対処